

本年4月19日に国土審議会計画推進部会が開催され、国土形成計画の実施に関し必要な事項の調査審議を効率的に進めるため、①企画・モニタリング専門委員会、②稼げる国土専門委員会、③住み続けられる国土専門委員会、④国土管理専門委員会が設置された。8月5日には、第1回の住み続けられる国土専門委員会が開催されたところである。

住み続けられる国土専門委員会では、冒頭「住み続けられる国土」を実現することの意義を事務局が説明していたのが興味深い。委員会設置の目的や所掌は説明しても、委員会の調査事項のそもそもの意義を説明することはあまりないことだ。「国土のグランドデザイン2050（平成26年7月）」と「国土形成計画（平成27年8月）」を引用しつつ、「『住み慣れた地域に住み続けたい』という思いは、人が地域の文化を呼吸して生きていく存在であるゆえの帰結であり、そうした思いが結実する『住み続けられる国土』を実現する必要がある」と説明していた。国土形成計画の戦略で「コンパクト+ネットワーク」が強調されたり、日本創生会議の「ストップ少子化・地方元気戦略（平成26年5月）」で消滅可能性都市がクローズアップされたりする中で、ややもすれば地方切り捨てとの誤解が生じているため、同専門委員会の任務の意義を改めて説明したのであろう。

同専門委員会の任務は、「人口減少地域の住民の生活を守り、『住み続けられる国土』を維持するために講ずべき施策のあり方について調査」することであるが、これを小田切徳美委員長（明治大学教授）は、①住み続けるに値する国土像（目標の提示）と②住み続けるための社会システム（政策の提示）の2つに分解していた（かっこ内は著者）。そして、専門委員会の具体的な調査項目としては、以下の3つが挙げられている。これらの調査項目について、一年ごとに中間取りまとめを行い、概ね3か年でとりまとめることとなる。

(1) 「住み続けられる国土」の地域構造（平成28年度～）

都市と農山漁村が新しい形で相互補完的に共生し、活発に対流する地域構造は、いかにあるべきか。

(2) 移住・二地域居住、大都市における高齢化への対応（平成29年度～）

東京一極集中の是正や人口減少地域における人材確保に向けて、大都市から地方への移住や二地域居住、二地域生活・就労を促進するために、どのような政策を進めるべきか。

大都市縁辺部の住宅団地など、都市部でも先行して高齢化が進行する地域において、コミュニティの活動や「元気なうちの地方居住」を進めるために、どのような政策を進めるべきか。

(3) 内発的発展が支える地域づくり、コミュニティの再生（平成30年度～）

内発的発展が支える地域づくりに当たっては、地域住民等が合意形成に向けて話し合いを繰り返し、自らの意思で立ち上がるというプロセスが重要である。このような地域づくりを推進するためには、どのような政策が必要か。

人口減少地域として、地方圏だけを捉えるのではなく、急速な高齢化が進行する大都市郊外のオールド・

ニュータウンの問題や、今後急速に高齢者が増加する大都市の高齢者問題なども検討対象としているのは、新しい視点と言える。

今年度は、『住み続けられる国土』の地域構造について検討することになるが、検討のたたき台として、「21世紀の国土のグランドデザイン（五全総）（平成10年3月）」で提唱された「多自然居住地域」の地域構造の望ましい姿が事務局より提示された。多自然居住地域は、「都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる誇りの持てる自立的な圏域」とされており、いわば都市と地方のいいとこ取りであるので、プラスのイメージを醸し出すため、いささか古い概念であるものの地域構造の目標像のたたき台とされたのであろう。多自然居住地域の生活圏域は、「中小都市等圏域の中核として周辺の農山漁村から形成」とされていたが、委員会の場で、従来の圏域構造は、モータリゼーションの進展で崩れているとの指摘があった。生活用品の購入、診療サービスといった基本的なサービスは、もっとも基礎的な圏域でまかなうものであるが、それ以上の買回り品や都市サービスは、中小都市を越えて、中枢都市で享受してしまっているとのことだと思われる。現状及び今後の圏域構造を十分に見通したうえで、あるべき地域構造を提示することが必要であろう。

また、基礎的な圏域を支えるものとして、「小さな拠点」などが検討対象とされている。「小さな拠点」とは、「小学校区等複数の集落を包含する地域において、生活サービス機能や地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め利便性を高めるとともに、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐ『小さな拠点』を形成し、必要な生活サービス機能等を維持する¹⁾」ものとされている。国土交通省国土政策局において、条件不利地域の集落問題を調査検討する中で生み出された、地域構造のあり方を踏まえた戦略であり²⁾、ヒット作であると思う。これを受けて、「まち・ひと・しごと総合戦略」でも地方創生のための政策として取り上げられ、関連する施策として、地域再生土地利用計画³⁾をはじめとし、地方創生推進交付金、農山漁村地域整備交付金など様々な施策が関係省庁で展開されている。このような状況で、あるべき地域構造を踏まえ、「小さな拠点」以上の戦略を示すことが求められる。来年度の「移住・二地域居住、大都市における高齢化への対応」についても、日本版CCRCについては既に、まち・ひと・しごと創生本部が打ち出しているし、移住・二地域居住についても関係省で様々な取組みがなされている。二地域居住の場合に住民税を分割するというような大胆な政策提言を行うことを期待したい。30年度の「内発的発展が支える地域づくり、コミュニティの再生」についても、たんにガイドラインを策定するというようなことではなく、新たな戦略や政策の提示を期待したい。

国としてなにより重要なことは、住み続けられる国土、sustainableな国土の地域構造について、現状及び将来の人口動態・構造、地域住民のサービス享受行動等を的確に分析し、明るい地域構造の目標像を示すことである。その上で、目標像を実現するための戦略と新たな政策手段の提案が望まれるところである。地域構造の目標像がどうなるかは現時点ではわからないが、場合によっては、新たな土地利用

¹ 国土形成計画（全国計画）（平成27年8月）第3章第1節(1)②地域構造の将来像

² 「国土審議会政策部会集落課題検討委員会中間取りまとめ（平成22年1月）」において、人口減少・高齢化の進展が著しい集落における基礎的な生活サービスの確保のための戦略として初めて提示された。

³ 地域再生法に基づき、市町村が地域再生土地利用計画を策定し、地域再生拠点を形成するため、施設の立地誘導、農地転用の特例、開発行為の特例、自家用有償旅客運送業の特例等の措置を講ずることができる。なお、土地利用計画に関しては、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画によっても、都市機能や居住の特定地域への誘導を図ることができる。

計画制度も必要となるかもしれない。

(大野 淳)